

## 公共職業訓練（離職者訓練）の概要

- 雇用のセーフティネットとしての職業訓練は、国の責任により実施
- 訓練の実施に当たっては、国・都道府県・民間教育訓練機関の三者間で役割分担

国（高齢・障害・求職者雇用支援機構）

主にものづくり分野を中心とした訓練  
を職業能力開発促進センターで実施

都道府県

地域の実情に応じた訓練を  
職業能力開発校で実施

民間教育訓練機関（委託訓練）

民間教育訓練機関等を活用して、  
多様な職業訓練を実施  
(全体の約8割が民間委託)

**対象者** 離職者（雇用保険を受給している求職者等）

訓練期間 標準6か月

（主な訓練コース例）

- ・テクニカルオペレーション科
- ・金属加工科
- ・電気設備科
- ・制御技術科
- ・ビル管理科
- ・住宅リフォーム技術科



（例）NC工作機械の技能訓練

訓練期間 標準6か月～1年

（主な訓練コース例）

- ・溶接科
- ・左官科
- ・建築科
- ・自動車整備科
- ・造園科

訓練期間 標準3か月～6か月

（主な訓練コース例）

- ・介護サービス科
- ・介護福祉士養成科
- ・情報処理科
- ・経理実務科
- ・販売実務科



※都道府県（経費は国が全額負担）から民間  
教育訓練機関等に委託